

平成 26 年 12 月 24 日

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引継いで設立されました。
全国で約 3,600 万人、うち沖縄支部で約 52 万人の方が加入しています。

『平成 26 年度被扶養者資格再確認業務』の実施結果について ～ 約 34 億円の負担軽減に繋げる ～

協会けんぽでは、平成 26 年度も保険給付の適正化及び高齢者医療制度における拠出金（納付金・支援金）負担の適正化を図ることを目的として、事業主の皆様の協力のもと、平成 26 年 5 月末から 7 月末にかけて『被扶養者資格の再確認業務』を実施いたしました。

その結果、平成 26 年度においては、全国で約 6 万 9 千人が被扶養者から削除されることになり、高齢者医療制度拠出金の負担軽減額（効果額）は約 34 億円であると見込まれます。

削除になった主な理由としては、「就職して被保険者の資格を取得しているにもかかわらず、被扶養者資格を削除（解除）する届出を年金事務所に提出していなかった（重複加入）」というものが大半でした（被扶養者資格を削除するには事業主からの届出が必要となります）。

ご承知のとおり、高齢者医療制度への拠出金は各医療保険制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数等に応じて算出されることとなります（※1）。

就職等により、本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方について、届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽが負担する拠出金の額に追加されることとなります。そのため、協会けんぽの支出がその分増加することになり、財政状況が更に悪化（※2）し、最終的には加入者の皆様の保険料負担が増えるという結果に繋がります。

この実施結果（負担軽減額）について、ぜひ各種報道等で取り扱っていただきますとともに、適正な届出についても併せて周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、添付資料をご覧ください。

（※1）「高齢者医療制度への支援金負担額」・・・

各々の医療保険制度（保険者）の加入者に応じた人数割で負担することになる（ただし、後期高齢者支援金額の 3 分の 1 については総報酬割）。

（※2）財政状況の悪化・・・

被保険者の賃金の伸び率以上に医療給付費の伸び率が高いこと、また、高齢者医療制度への拠出金に支出の約 4 割が充てられることから、近年協会けんぽの財政状況は悪化しており、保険料率も上昇の一途をたどっている。

【添付資料】

・事業主・加入者のみなさまへ「平成 26 年度被扶養者資格の再確認にご協力ありがとうございました」

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでん那覇ビル 8 階
全国健康保険協会 沖縄支部 中井・渡口・外間
TEL：098-951-2011 FAX：098-951-2295

事業主・加入者のみなさまへ

「平成 26 年度被扶養者資格の再確認にご協力ありがとうございました」

協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、平成 26 年 5 月から 7 月にかけて扶養者資格を再確認させていただきました。

事業主及び加入者のみなさまには「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

《 結 果 》

被扶養者資格の再確認を行った結果、被扶養者から除かれた方は、次のとおりとなりました。

被扶養者から除かれた人：約 6.9 万人（平成 26 年 10 月末現在）

削除による効果：34 億円程度が見込まれる（高齢者医療制度への負担軽減額）

《削除となった主な理由》

被扶養者から除かれた理由は、『就職したが削除する届出を年金事務所へ提出していなかった。』というものが大半でしたが、収入超過による削除についても見受けられました。

《届出はその都度必要です》

健康保険では、ご家族が健康保険の被扶養者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときも「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。

※提出先は、日本年金機構となります。

《高齢者医療制度への負担》

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになりますが、こうした協会けんぽなどからの支援金・納付金（事業主及び加入者のみなさまが納められた保険料によるものです）は、各々の制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数等に応じて算出されます。

そのため、本来、健康保険の被扶養者から解除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、みなさまの保険料負担も増えることとなります。

《ご意見等》

実施期間中、事業主・加入者のみなさまから大変貴重なご意見等をいただきました。

ご意見やお問い合わせいただいた内容を参考に、次回以降、より解りやすく効率的に実施できるよう取り組んでまいります。